

小松島市滞納管理システム更新業務に係る提案依頼書

1. 業務概要

(1) 業務名

小松島市滞納管理システム更新業務

(2) 目的

滞納管理システム更新業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」に基づき、国が示す標準仕様に準拠したシステム(以下「標準準拠システム」という。)への移行を目的としている。

現行の滞納管理システムは、標準化への対応が行われなかったこととなっており、保守の限界も近づいていることから、ガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムに更新する必要がある。

以上を踏まえ、滞納管理システムの更新、ガバメントクラウド上でのシステム構築および稼働等を実施する事業者を、公募型プロポーザルによって選定する。

(3) 現行環境の概要

①滞納管理システム

パッケージ製品等の名称:滞納管理システム DIALOGUE STANDARD1

ベンダ名:北日本コンピューターサービス株式会社

システム利用職員数:13名

端末数:14台

②連携先の基幹業務システム

パッケージ製品等の名称:基幹システム「E-com」

業務:固定資産税、個人住民税(特別徴収分を含む)、法人市民税、軽自動車税、国民健康保険税、収納管理、住民登録外者・宛名管理

ベンダ名:株式会社愛媛電算

備考:令和8年4月1日から標準化対応を予定しており、ガバメントクラウドの AWS 東京リージョンに構築される見込み。

(4) 業務の範囲

①システム設計業務

- ・マスタースケジュールの作成、プロジェクト管理、現状把握、要件定義
- ・基本設計、詳細設計、移行設計

②システム構築業務

- ・システム構築、環境構築
- ・システム運用テスト、連携テスト
- ・データ移行
- ・システム切り替え

③操作研修業務

- ・職員向け操作研修、操作マニュアルの提供

④運用保守業務

- ・運用支援
- ・アプリケーションおよびシステムリソースの維持管理
- ・脆弱性対応、システムアップデート
- ・障害対応および復旧作業

(5) 業務の期間・納期

令和9年3月1日から更新後の滞納管理システム稼働を希望しており、稼働が遅れる場合であっても、令和9年4月1日から稼働できるようにすること。新システムの稼働前に、システム操作等に習熟する必要があることから、試験運用の期間が一定期間確保されていることが望ましい。

①システム設計業務、②システム構築業務および③操作研修業務

契約締結日から令和9年2月28日まで

※ただし、令和9年3月1日からの稼働に間に合わない場合は、令和9年3月31日まで業務の期間を延長できるものとする。

④運用保守業務

令和9年3月1日から令和10年3月31日まで

※ただし、運用保守業務の開始時期は、更新後の滞納管理システム稼働に合わせ、令和9年4月1日までの範囲で変更できるものとする。

2. 業務内容

(1) 共通要件

①本業務で導入する滞納管理システムは、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 統合滞納管理機能(業務 ID:037)」で規定される機能要件、連携要件、および税務システム標準仕様書により規定される帳票要件に適合し、ガバメントクラウド上で稼働するものとする。

共通機能標準仕様書の版数については、第2.3版以降、データ要件・連携要件の各論版数は第2.2版以降、帳票に関しては、税務システム標準仕様書第3.0版以降への対応を想定している。

②固定資産税、個人住民税(特別徴収分を含む)、法人市民税、軽自動車税、国民健康保険税について、共通機能標準仕様書に示す機能をもって管理が可能であること。

③既存の滞納管理システムからのデータ移行については、本市と協議のうえ必要な情報、形式等を決定し、既存システムから出力したデータを反映させるものとする。出力したデータの提供時期に関しては、契約後5か月から7か月程度要することを前提に、本稼働までのスケジュールを立てること。なお、既存システムからのデータ抽出に要する費用は本市が別に負担するため、本契約に含まない。データの取り込みは、全納税義務者及び住民登録外者を含む全住民を対象とする。

④非機能要件については、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準拠し、デジタル庁・総務省が推奨する非機能要件レベルを満たしていること。

共通要件については、機能要求書(様式9)に記載しているため、対応の可否を記入すること。

(2) 機能要件

①標準仕様書に記載されている実装必須機能以外で、本市が導入を希望する標準オプション機能および要望する機能を機能要求書(様式9)に記載しているため、対応の可否を記入すること。代替案等によって実現可能な場合は、その案を記載すること。

②現在、介護保険料、後期高齢者医療制度保険料の滞納状況を別システムで確認しているため、将来的には、介護保険料、後期高齢者医療制度保険料の債権追加を選択肢の1つとして考えている。そのため、介護保険料、後期高齢者医療制度保険料の債権を追加でき

ることが望ましい。現在の介護保険、後期高齢者システムと連携できることを想定しているため、参考として、現行のシステムを下記に示す。連携する場合には、標準仕様に基づき連携できること。可否に関しては、機能要求書(様式9)に記載すること。なお、将来的な構想であるため、本業務の契約には含まない。

(Ⅰ)介護保険料

パッケージ製品等の名称:MCWEL 介護保険システム

ベンダ名:富士通 JAPAN 株式会社

(Ⅱ)後期高齢者医療制度保険料

パッケージ製品等の名称:MCWEL 後期高齢者システム

ベンダ名:富士通 JAPAN 株式会社

(3) 設備要件

①基本要件

滞納管理システムを提供するリソースについては、すべてガバメントクラウド上に構築することとし、原則、オンプレミス環境に機器類は導入しない方針での提案を希望する。

アプリケーション実行環境としては、Microsoft Edge、Google Chrome 等のブラウザのみで完結するウェブアプリの形式で提供され、別途パソコンにミドルウェア・プラグイン等のインストールを必要としない構成を想定している。

また、職員が任意で行う EUC 作業を除いて、基本的な業務アプリケーションの利用には Office スイート(Microsoft Excel、Access 等)などの有償ソフトウェアを必須としない構成が望ましい。

②ガバメントクラウド環境

ガバメントクラウドの利用形態は、複数自治体でのシェアによるコストメリットの見込める「共同利用方式」での提供を希望する。

また、本市の住民基本台帳や税といった他の業務アプリケーションはすべて、ガバメントクラウドの AWS 東京リージョンに構築される見込みとなっている。本市としても、マルチクラウドとなることで発生する追加の設備投資を避けたいことから、滞納管理システムでも AWS 東京リージョンでの提供が望ましい。

ただし、これらは希望であって、「単独利用方式」の採用や、AWS 東京リージョン以外のガバメントクラウドでの提供を妨げるものではない。提案の際にはこれらの環境について示すこと。

③クライアント環境

滞納管理システムを利用するクライアント OS は、Windows 10 Enterprise LTSC 2019、もしくは Windows 11 Pro(24H2、および以降のバージョン)を想定している。

物理筐体としては、デスクトップパソコン、ノートパソコン、将来的にはリモートの仮想環境(画面転送方式)での利用も考えている。これにより、職員の用いるディスプレイ解像度も、代表的なもので SXGA(1280×1024)、FHD(1920×1080)など、多くのバリエーションが見込まれる。これらの筐体の差異によって、業務アプリケーションの利用に支障が考えられる場合は、その旨を示すこと。

本市のパソコンへのログインユーザーは、Windows の Users 権限しか付与されていないため、OS の管理者権限が無くとも、業務利用においては支障のない業務アプリケーション実行環境とすること。

業務を行うパソコンには、総務省の三層の対策における「マイナンバー利用事務系」での運用に必要とされるセキュリティ対策を実施する。また、クライアント環境は滞納管理システムのみを行う専用機ではなく、「マイナンバー利用事務系」の他の業務でも使用する想定である。他業務アプリケーションとの共存において既知の問題がある場合は、提案時に情報提供すること。

なお、業務に使用するパソコン等の機器は本市が管理する。アプリケーションのインストールやパソコンの設定変更については、セットアップマニュアルを提供いただいたうえで、管理者権限を行使できる本市職員(システム担当職員)が実施することを想定している。

④ネットワーク環境

本市の既存環境として、市内ネットワークからファイアウォール等を経由し、LGWAN ガバメントクラウド接続サービス(LGCS)を用いて、AWS 東京リージョンまでの経路が用意されている。この経路を用いて業務が提供される事を想定している。なお、LGCS のネットワーク帯域は全業務共有で100Mbps となっている。

これ以外のネットワーク経路、例えば、専用の閉域回線等が必要である場合などは、それらの初期構築費用およびランニング費用を提案価格に含めて提案すること。

⑤帳票環境

システムから出力する帳票類については、PDF 等の印刷イメージファイルを出力したものを、パソコンから一般的なモノクロページプリンターで印刷する事を想定している。

連続帳票、ドットインパクトプリンタ、ドライシーラー等の特殊な設備は、原則、使用しない方向で検討し、提案を行うこと。

大量一括印刷の場合も同様に、PDF 等にて出力したイメージを印刷する想定であり、システム担当にて高速プリンタ(理想科学工業株式会社製 業務用高速インクジェットプリンタ オルフィス)から印刷することを予定している。

用紙についても、制定用紙を極力使わず、汎用の A4 コピー用紙で対応可能な構成を希望する。

なお、納付書については MPN(マルチペイメントネットワーク)準拠帳票(3 連式、114.3mm×210mm)の使用を想定している。

設備要件の①～⑤に関しては、機能要求書(様式9)に記載しているため、対応の可否を記入すること。代替案等によって実現可能な場合は、その案を記載すること。

(4) マニュアルの提供・操作研修

①あらかじめソフトウェアに添付されているマニュアルのほかに、通常業務で頻繁に使用することが想定される機能についてピックアップし、わかりやすくまとめた操作手順書の提供を希望する。

②滞納管理システムの円滑な導入を図るため、操作や機能に関する研修の実施を想定している。

(5) 稼働維持・保守

システムの運用・保守、障害発生時の対応、必要に応じたシステム改修、システムアップデート等を行うこと。

3. 実施体制

本業務の実施にあたり、プロジェクトを遅延なく進め、かつ品質を担保できる体制を構築すること。

本業務に従事する主要要員は、十分な経験・技能および滞納管理システムの導入・更新実績を有していることが望ましい。なお、本業務において事業者が一部業務の再委託を行う場合、事業者は事前に本市と協議を行い、合意を得たうえで実施するものとする。

4. 運用保守体制

① 問い合わせ対応

システム運用上必要な情報を提供するとともに、問い合わせ等に対し、速やかに対応できるよう、人的・物理的なリソースが確保された体制を希望する。本市からの電話による問い合わせの受付は開庁日の8時30分から17時15分、電子メール等による問い合わせ

受付は24時間365日可能であることを想定している。また、電話等の手段にて対応できない場合には、訪問して対応できることが望ましい。

②システムの稼働時間

メンテナンス等に要する時間を除き、原則、24時間365日サービスにアクセスできることを想定している。

③障害対応

障害発生時には、原則として翌業務開始時間までにシステムを復旧できる体制が望ましい。また、現地で作業が必要な場合には、早急に来庁のうえ、障害診断、対応を行うこと。ただし、開庁時間外に障害が発生した場合は、緊急を要する場合を除き、翌日中の復旧も可とする。

障害対応完了時には、対応担当者、障害内容、対応方法、再発防止策等を明記した障害対応報告書を提出し、本市の承認を得ること。

5. 成果物

予定する成果物は、以下の通りとし、これらを納品すること。成果品に関しては、現時点で想定されるものを記載しており、内容の詳細、納期等も含め、他に必要と考えられるものがあれば、別途協議のうえ決定する。資料の納品形態及び数量についてであるが、同様に、協議のうえで紙媒体、電子媒体といった様式を決定し、納品するものとする。

- ①プロジェクト計画書
- ②議事録
- ③要件確認事項一覧
- ④作業報告書
- ⑤テスト計画書
- ⑥テスト結果報告書
- ⑦データ移行／データセットアップ結果報告書
- ⑧システム運用・保守要領
- ⑨操作マニュアル